

# リチウム金属電池の輸送について

国連の危険物輸送勧告(国連勧告)に基づいて、国際民間航空機関(ICAO)、国際航空運送協会(IATA)、国際海事機関(IMO)、国土交通省、米運輸省(DOT)等は、リチウム金属電池 および リチウムイオン電池の輸送について規定をしています。

品番が BR, CR, CTL, MS, MT, ML, VL で始まる電池は「リチウム金属電池」に区分され、正式輸送品目名は "Lithium metal batteries"、国連番号は電池単体で輸送される場合はUN3090、機器に同梱・内蔵の場合はUN3091 です。

リチウム金属電池の場合、電池1個あたりに含まれる金属リチウムの量によって梱包方法 や適切な輸送方法、特例規定が定められています。国内外を問わず、リチウム電池を 航空 または 海上輸送する際には、これらの規定に準拠しなければなりません。

2022年1月1日発効のIATA航空危険物規則改訂で、リチウム電池を電池単体で航空輸送する際の適用除外項目(包装基準 965 と 968 の Section II) が廃止されました。2022年4月以降は危険物としての輸送が必須となり、危険物申告等の手続きが必要ですので、事前にお取引の輸送会社にご相談いただきますようお願いいたします。

なお、海上輸送 および 電池が使用機器に同梱・内蔵の場合についての変更はありません。

製品安全データシート(PSDS) および UN38.3 テストサマリー は以下のURLに掲載しております。

【PSDS(和文)】 <http://industrial.panasonic.com/jp/downloads/psds>

【PSDS(英文)】 <http://industrial.panasonic.com/ww/downloads/psds>

【テストサマリー(和英)】 <https://industrial.panasonic.com/jp/downloads/battery-test-summary>

# 安全保障輸出管理について

「安全保障輸出管理」とは、大量破壊兵器等(核兵器、化学兵器、生物兵器、ミサイル)の拡散防止と通常兵器の過度な蓄積防止等のために、国際的な平和と安全を維持する目的で定められている法令等を遵守することです。

カタログ記載のリチウム電池は「セル」ではなく「(シングルセル)バッテリー」に分類されるため、輸出貿易管理令(別表第1の第7の項)のリスト規制対象外(非該当)です。ただし、最終仕向け先、用途等の条件によって該当品になる場合があります。

輸出等で 該非判定書 が必要な場合 や 不明な点がありましたら、当社担当営業までお問い合わせください。